

平成21年度の後期高齢者医療保険料軽減措置について

平成21年度の後期高齢者医療保険料につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第18条第4項による均等割7割・5割・2割の軽減のほか、下記のとおり軽減措置の継続や追加を行っております。

これによって平成21年度の均等割は9割・8.5割・5割・2割の4段階の軽減割合、所得割は5割軽減（所得額が91万円以下の方）が設定されております。

記

平成21年度の継続及び追加となる軽減措置

(1) 均等割8.5割軽減（均等割額 6,300円）

- 世帯内の「被保険者全員」と「世帯主」の所得金額の合計額が33万円以下の方
→ 本来は均等割が7割軽減ですが、平成21年度は8.5割軽減となります。

※ 平成21年4月10日政府・与党決定

(2) 均等割9割軽減（均等割額 4,300円）

- (1)のうち、世帯内の被保険者全員が、年金収入80万円以下で
他の所得がない※世帯の方
→ 平成21年度から均等割が9割軽減となります。

※ 給与収入等がある場合でも、控除後の所得が0円である場合です。

※ 遺族年金・障害年金は所得に含まれません。

※ 損益通算後の各種所得の金額が0円の場合は、適用されます。

(3) 被用者保険の被扶養者の保険料減額（均等割額 4,300円）

- 長寿医療制度に加入する直前は「会社等の健康保険の被扶養者」であった方
→ 本来は均等割5割軽減ですが平成21年度は9割軽減となります。
(平成20年度は4月から9月まで負担が免除され、10月から翌年3月は9割軽減となり保険料額は2,100円)

(4) 所得割5割軽減

- 所得割を負担する方のうち、年金収入が153万以上211万円以下の方
※給与収入等がある場合でも、控除後の所得が91万円以下である場合は対象となります。
→ 平成20年度と同様に所得割が5割軽減となります。

※ (2)～(4) 平成20年6月12日及び9月9日政府・与党決定